

# 平成20年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成21年3月、6月

担当部局名：林野庁企画課

評価書公表時期：平成21年7月

## 【施策名】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進

政策体系上の位置付け VI-⑫

## 【施策の概要<目指す姿>】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

## 【施策に関する目標】

- (1) 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。

目標 ①	望ましい林業構造の確立	<20年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	(7)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体 <sup>注1</sup> による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産量 基準値:平成17年度:4.8%→目標値:平成27年度:6.0%) (造林・保育面積 基準値:平成17年度:5.8%→目標値:平成27年度:7.0%)		(実績値は2010年農林業センサスにより把握)	
	(1)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準値:平成17年度:2,200→目標値:平成27年度:2,600)			有効性の向上が必要である
	平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。			
	指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) <労働生産性が向上すること>		・素材生産の労働生産性 18年度:5.51m <sup>3</sup> /人日 →19年度:4.70m <sup>3</sup> /人日 (前年度比15%低下) ・国産材の供給量(用材) 19年:18,635千m <sup>3</sup> →20年:17,971千m <sup>3</sup> (見込値) (前年比4%減少)	
	指標(2) 高性能林業機械 <sup>注2</sup> の普及台数 <高性能林業機械の普及台数が増加すること>		18年度:3,209台 →19年度:3,474台 (前年度比8%増加)	
	指標(3) 森林組合に占める中核組合 <sup>注3</sup> の割合 <森林組合に占める中核組合の割合が増加すること>		19年度:40% →20年度:43% (見込値) (前年度比3ポイント増加)	
	指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積 <sup>注4</sup> (私有林) <森林組合による長期経営・施業受託面積(私		18年度:1,989千ha →19年度:2,288千ha (前年度比15%増加)	

## 有林) が増加すること>

### <目標達成のための主な政策手段>

#### 【施業集約化・供給情報集積事業 592 (559) 百万円】

林業事業体が森林所有者に対して森林施業の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業<sup>注5</sup>を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を推進。

#### 【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立 9,692 (9,756) 百万円の内数】

林業生産性の向上を図る施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業体が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立。

### <目標に関する分析結果>

指標(1) 素材生産の労働生産性については、平成19年度は4.70m<sup>3</sup>/人日となり、前年度に比べ15%低下した。また、国産材の供給量(用材)については、平成20年は17,971千m<sup>3</sup>(見込値)となり、前年に比べて4%減少した。平成19年度における素材生産の労働生産性の低下は、木材価格が大幅な上昇傾向にあった平成18年度に比べ、平成19年度の木材価格が下落傾向に転じる等の情勢が、素材生産現場に影響を及ぼしたのではないかと推察される。また、平成20年における用材供給量の減少は、景気後退等の影響が考えられる。

なお、これらは、過去5年の傾向としては着実に向上しているところである。

指標(2) 高性能林業機械の普及台数は、平成19年度は3,474台となり、前年度に比べ265台(8%)増加した。これは、関連する政策手段の実施により、素材生産を行う事業体において、高性能林業機械の導入等による低コスト化等経営の安定化・効率化に向けた取組が進められたことによるものと考えられる。

指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が、平成20年度は43%となり前年度に比べ3%増加となった。これは、森林組合の合併構想<sup>注6</sup>の実現に向け実施された財務基盤の充実など経営基盤を強化するための政策手段により、一定の事業利益を確保し、自立的経営を実現できる中核組合の育成が図られたことによるものと考えられる。

また、森林組合が実行した事業量のうち中核組合が実施した事業量の割合についても年々増加傾向にある。

指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積が、2,288千haとなり前年度に比べ15%増加した。これは、関連する政策手段の実施により、施業の集約化が一層推進し、経営規模の拡大が図られたことによるものと考えられる。

以上のことから、設定した4指標のうち3指標が着実に増加しており、効率的かつ安定的な林業経営の担い得る者の育成が進みつつあり、これらの者の事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられるが、1指標は減少しており、「有効性の向上が必要である」と考える。

なお、本目標における政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めているところである。

### <改善・見直しの方向性>

景気後退等の影響を受けて、指標(1)については減少したところであるが、過去5年の傾向としては着実に向上していること、及び他の指標については着実に増加していることから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による事業量シェアの増加に向けて、引き続き、集約化施業に必要な人材育成、高性能林業機械の導入等に対する支援を行うこととし、これに加え、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により集約化施業の面的拡大等の施策を講じていくことが必要である。

(2) 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義(森林による二酸化炭素の吸收・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等)について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。

目標 ②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	〈達成目標〉	〈20年目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	国産材の供給・利用量を拡大する。 (目標: 平成27年: 23,000千m <sup>3</sup> )		17,332千m <sup>3</sup>	18,658千m <sup>3</sup> (見込値)	(A)

### <目標達成のための主な政策手段>

#### 【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進 9,692 (9,756) 百万円の内数】

木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備及び川上川下の連携の構築等を推進する。

#### 【住宅分野への地域材供給支援事業 250 (209) 百万円】

施工性、意匠性等の課題があり地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等について、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発やその普及を支援する。

### ＜目標に関する分析結果＞

平成20年の国産材の供給・利用量は、改正建築基準法施行の影響が収束していく中、金融危機に伴う景気後退等から新設住宅着工戸数が伸び悩み、前年より655千m<sup>3</sup>減少し18,658千m<sup>3</sup>となる見込みであるが、平成20年の目標は達成する見込みであり、「Aランク」となった。また、外材の輸入量が大幅に落ち込んだことから、木材(用材)自給率は、前年に引き続き増加する見込みである。

外材の輸入量減少に比べ、国産材の供給量がそれほど落ち込まず、目標を達成した要因としては、

- ① 合板分野において、加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となっていること
  - ② 国産材の安定供給体制が整備される中、ロシア材の輸出関税引き上げに向けた動きなど外材供給を巡る不透明な状況等により、国産材が競争力を持ち始めたこと
  - ③ 国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきたこと
- 等によるものと考えられる。

なお、本目標における政策手段の実施にあたっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めているところである。

### ＜改善・見直しの方向性＞

国産材の供給・利用量の拡大を図っていくためには、需要者ニーズに応えうる国産材の安定的な供給体制を構築するとともに、住宅建築・公共建築物等への木材利用、未利用木質資源を含めた木質バイオマスの利用及び消費者や一般企業等に対する戦略的な普及をさらに推し進める等の取組が重要である。

よって、

- ① 木材の供給においては、従来すすめてきた大型製材工場等を中心とした加工流通体制の整備に加え、地域の中小製材工場と中核工場との連携や外材から国産材への原料転換、製紙用間伐材チップの安定供給体制の整備等を進め、
- ② 木材の利用においては、国産材を用いた住宅づくりを普及するための情報窓口を設置するほか、長期優良住宅等に対応した新たな製品・技術の開発、エネルギーへの利用等木質バイオマス資源の利活用、京都議定書の目標達成に向けた国産材利用拡大のための国民運動である「木づかい運動」等を通じた消費者への啓発・普及等を推進し、

国産材の供給・利用量の拡大を図っていくこととする。

### 【施策に関する評価結果】

望ましい林業構造の確立については、森林組合に占める中核組合の割合が増加するなど、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいると考えられるが、労働生産性が前年に比べ低下したことから、さらに、森林所有者への施業提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、集約化施業に必要な人材育成や路網整備と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。

国産材の供給・利用量については、平成20年の目標は達成する見込みであるが、金融危機に伴う景気後退等の影響により、前年から減少する見込みである。平成27年の目標達成に向け、さらに、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、国産材を利用した住宅づくりを普及するための取組、「木づかい運動」等による消費者への普及啓発活動、小径木等の未利用の木質バイオマスの利用などを一層推進していくことが必要である。

以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、効率的かつ安定的な林業経営の育成や国産材の安定的な供給・利用等についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後さらに、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の育成を図るとともに、製材・加工の大規模化等による木材産業の競争力の強化及び消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等による木材需要の拡大により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る必要がある。

### 【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第171回国会施政方針演説	平成21.1.28	〈3 安心できる社会（環境）〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。

第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確實に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標

**【政策評価会委員の意見】**

- ・ 木材ペレットもペレットストーブも、規格がバラバラで使いづらいという話も聞くので、環境バイオマス政策課と連携して、木質バイオマスの利用を推進して欲しい。(長谷川委員 (第2回))